

5 ニューヨークにおける検察クリニック¹

—法科大学院時代における刑事実務教育のあり方を探る—

四 宮 啓

I はじめに

1 法科大学院教育における臨床教育の重要性

法曹養成における臨床教育の必要性については、わが国においても、法科大学院創設の提言当時からすでに認識されていた。²法科大学院創設後、アメリカにおけるクリニック教育の発展に学び、少なくない法科大学院がクリニック教育、特に、法科大学院生が、弁護士資格を持つ教員の指導監督の下で、現実の依頼者に対する法律サービスの提供を行う教育を開始している。それは、おそらく、クリニック教育は「実務と理論の架橋」という法科大学院設立の精神を象徴するものであるとの認識が、これらの法科大学院間で共有されているからであろう。³

2 臨床法学教育に対する実務界の対応と問題点

しかしながら、このような臨床法学教育に関する法科大学院の取り組みに対して、これまでの法曹三者をはじめとする実務界の対応は、残念ながら、必ずしも十分に理解あるものとなつてはいない。たとえば、刑事において学生は、弁護士の秘密接見に立ち会うことは許されず、⁴弁護人が公判前に検察官から開示を受けた証拠の複製等に法科大学院生がアクセスすることについて検察庁内部に強い反対論があり、⁵また法廷において弁護士教員とともに当事者席に同席することは許されていない。記録へのアクセスについては、弁護士の中にも、民事・刑事を問わず、根強い反対論がある。

私自身、クリニック教育の現場で痛感するのは、法曹三者の多くが依然として、司法試験合格の前と後で、法曹志望者を本質的に違った存在として区別していることである。その背後には、法曹養成制度が司法試験という「点」による選抜から法科大学院を中核とする「プロセス」としての教育に変わったにもかかわらず、「学識」は大学で、「実務」は司法試験合格後の司法修習で、との旧来の思考が前提とされているように思われる。⁶その思考は、「司法試験合格という『点』に極端な拘りを見せる点で、意見書の理念とは明らかに矛盾するものである」だろう。⁷

このように、わが国では、法曹資格取得前の、非公務員である法科大学院生の刑事実務へのアクセスを非現実的なものとする「伝統」がある。しかしながらいうまでもなく、わが国の法曹養成制度は今次司法制度改革によってすでに抜本的に改革され、法科大学院がその中核的機関⁸として創設された。このような新しい養成制度の下でも、教育される者の実務への関与は、司法試験合格を待たなければならないのか、あるいは待つべきなのか。これに対してアメリカでは、周知のように、クリニック教育が発展しているが、それはわが国のような司法修習制度がないからなのだろうか。

3 なぜ検察クリニックか

私は、2006年10月23日から25日にかけて、アメリカ合衆国ニューヨーク市にあるブルッ

クリン・ロースクール、ニューヨーク大学ロースクール、セント・ジョンズ・ロースクール、そしてフォーダム・ロースクールが実施している検察クリニックを調査する機会を得た。私がアメリカのロースクールにおける検察クリニックに注目したのは以下のような理由による。第一に、わが国においては、司法修習生を対象とした検察修習において、取調べ修習が長年に亘って伝統的に行われてきた。取調べ修習は、担当検事の厳格な指導・監督の下に、法曹資格取得「前」の司法修習生が、現実の被疑者や参考人から直接事情聴取を行い、供述録取書を作成するものである。取調べ修習は、現行修習制度の中で唯一、「見習い」としての修習ではなく、「法律家として活動」させる修習であって、まさに臨床教育であり、アメリカのロースクールにおける検察クリニックの意義と機能に共通点を見出しやすいのではないかと思われたことがある。⁹第二に、法律家の活動の中でも刑事訴追は、検察官にのみ認められた専門職権限であり、検察実務は、実務法曹（団体）の協力なしに大学だけでは行い得ない特色を有する。¹⁰そこに、プロフェッショナル養成における法科大学院と実務法曹（団体）との協働関係が典型的に現れている好例のように思われたからである。

II アメリカにおける検察クリニックの目的と意義

1 検察クリニックの歴史

周知のように、アメリカのロースクールにおけるクリニック教育¹¹は、貧困者へのサービスという動機で始まった。検察クリニックは、少なくともその延長線上にないことは明らかである。1890年代に始まったとされるクリニック教育は、「法律診療所 (legal dispensaries)」とか「法律扶助部門 (legal aid bureaus)」と呼ばれていた。つまりこれらのクリニック教育は、第一に、貧困者個人を対象としており、第二に、それらの個人を直接代理する形態を採っていた。つまり、貧困者の法的アクセスの確保と、法律家としての技術の実地訓練という二つの目的があったのである。

1969年にABA模範学生実務規則が発表されたが、しかしそこには、「検察官あるいはその代理、そして監督法律家の書面による承認の下に、政府を代理してあらゆる刑事問題について裁判所に出頭すること」もまた盛り込まれていた。¹²これは明らかに、司法へのアクセスが困難な貧困者の直接代理ではなく、むしろ司法運営に関する公共サービスの一種である。それゆえ、検察クリニックは、司法へのアクセスが困難な人々に法的サービスを提供するものではないから「公共サービス」とは言えないとの批判もかつてはあり、「ロースクールが学生を、貧困者を監獄に入れるための資源として提供することは不適切であるとの議論もできよう」との批判もあった。¹³しかしながら、同時に、検察クリニックは、コミュニティーを代表して公共の利益を増進するという検察官の役割に鑑みれば、やはり「公共サービス」であり、特に、犯罪被害者は、一般的に法的援助を必要としつつ伝統的に法律家によって代理されないグループであったから、検察官は、これら犯罪被害者の利益を代理すると考えることもできるのである。

また実際、検察クリニックの歴史は長い。1960年代後半には検察クリニックをプログラムとして取り上げる大学が始め、1971年—1972年の学歴では、すでに10のロースクールにおい

て行われていたようである。¹⁴

最近の調査¹⁵によると、エクスターンシップとして検事事務所に学生を派遣しているロースクールは、1992年には100校以下であったが、2002年には130校に上る（多様な派遣先の一つとして検事事務所に派遣する「一般エクスターンシップ」として実施しているものを含む）。「検察エクスターンシップ」を独立科目として設置し、単位を付与しているロースクールは71校である。

このようにしてアメリカでは、検察クリニックを巡る問題は、検察クリニックを行うべきか否かから、教員はどのように検察クリニック・プログラムを構成すべきかに移っている。¹⁶

2 検察クリニックの種類

検察クリニックには三つの形態があるとされている。

①インハウス・クリニック型

ロースクールによって運営され、検察官の資格を持つロースクールの専任教員によって指導監督される。

②ハイブリッド型

連邦やカウンティの検事事務所に所属する検察官がロースクールの補助教授（adjunct professor）となり、大学のプログラムとして検事事務所において、学生の活動を指導監督する。ロースクールの専任教員と協働して行う場合もある。

③エクスターンシップ型（またはフィールド・プレイスメント型）

ロースクールの教員ではない検察官が、連邦やカウンティの検事事務所において、学生の活動を指導監督する。

Ⅲ ニューヨークにおける検察クリニックの実際

1 学生実務の法的根拠—学生実務命令（Student Practice Order）

ニューヨーク州では、他の州に見られるように、州最高裁が一般的に学生実務規則（student practice rules）を定めるのではなく、ロースクール生を受け入れる組織毎に、州高等裁判所¹⁷に対して、学生に実務権限を与える許可申請（Petition）を行う。根拠法は、ニューヨーク州裁判所法（Judiciary Law）478条¹⁸である。¹⁹

たとえば、クイーンズ・カウンティの地方検事事務所（District Attorney's Office）²⁰は、同カウンティにあるセント・ジョンズ・ロースクールの学生を受け入れているが、同カウンティの地方検事は、1992年11月17日、同カウンティが所属する州第2管轄区高等裁判所に申請を行い、同高等裁判所は、14名の判事の連名で、次のような命令（Order）を出している。

クイーンズ・カウンティ地方検事の指導監督の下に、ロースクールの最終学年の学生がクイーンズ・カウンティ地方検事の代理人として出廷する活動と権限に関する以下のプログラムをここに承認し、裁判所法478条及び484条²¹に従い以下のとおり、条件と制限を設ける。

（1）最終学年のロースクール生は、「ローインターン」と称するものとする。ローインタ

ーンは、承認されたロースクールの学生であり、刑法もしくは刑事訴訟法の正規科目の単位を取得し、在学するロースクールから当該プログラムに参加することの承認を受けている者でなければならない。

(2) ローインターンによってなされる仕事はすべて、1名以上の経験豊かなクイーンズ・カウンティのアシスタント地方検事の指導監督の下に行われなければならない。アシスタント地方検事は、以下の義務を負う。このプログラムによって権限が与えられた法律実務についてすべてのロースクール生が適切な指導を受けられるように確保すること、ロースクール生が一般的に法律実務資格を持つアシスタント地方検事としての責任、義務そして倫理について十分な指導を受けられることを確保すること、本プログラムによって承認された責任と権限を引き受けるロースクール生一人ひとりの能力を評価し、本プログラムに選ばれたロースクール生の仕事を監督すること。

(3) (略)

(4) ニューヨーク市刑事裁判所のケースに関してローインターンのために承認されるプログラムと権限は以下のとおりである。

出頭し、一般的に資格を持つクイーンズ・カウンティのアシスタント地方検事が行いうるものとして法によって承認された、いかなる、かつあらゆる部分について、あらゆる目的のために、あらゆる職務を行うこと。

(5) ニューヨーク州一般事実審裁判所 (the Supreme Court) ²²のケースに関してローインターンのために承認されるプログラムと権限は以下のとおりである。

ローインターンは法廷に出廷し、いかなる、かつあらゆるアレイメント手続を行うことができる。

ローインターンは裁判所に対し、あらゆる文書 (documents)、準備書面・上訴趣意書等 (briefs)、または法に関する意見書 (memoranda of law) を準備し、提出することができる。

ローインターンは、あらゆる重罪及び他の手続において、法律家席において立ち会うことができる。

クイーンズ・カウンティ地方検事の代理人として出廷している間の上述の活動において、ローインターンは、アシスタント地方検事としてのあらゆる義務、職務、そして責任を行う権限が与えられる。

(6) 中間上訴裁判所 (intermediate appellate courts) のケースに関してローインターンのために承認されるプログラムと権限は以下のとおりである。

A 第2及び第11地区控訴裁判所 (Appellate Term²³, Second and Eleventh Judicial Districts)

ローインターンは裁判所に対し、提出されるべきあらゆる文書、準備書面・上訴趣意書等、または法に関する意見書を準備することができる。加えて、ローインターンは、上訴に関連するあらゆる事項について法廷において弁論を行う権限が与えられ、またその他法

廷において参加し、クイーンズ・カウンティのアシスタント地方検事としてのあらゆる義務、権限、そして責任を行使することができる。

B 第2管轄区高等裁判所 (Appellate Division, Second Department) ²⁴

ローインターンは裁判所に対し、係属している上訴に関連する申立書、または法の摘示書を準備し、提出することができる。ローインターンは、上訴に関連するあらゆる事項について、法廷で弁論する権限は与えられない。ただしそれ以外は、参加し、法廷において、クイーンズ・カウンティのアシスタント地方検事としてのあらゆる義務、権限、そして責任を行使することができる。

- (7) ローインターンがクイーンズ・カウンティ地方検事の代理人として出廷するときは、ローインターンの名前は「ローインターン」として公式記録に残されなければならない。
- (8) いかなる申立書もしくは法の摘示書の準備、代理人その他上記活動のいずれかに関与したローインターンの名前は、書類上に記載されなければならない。
- (9) クイーンズ・カウンティ地方検事は、本プログラムが実行されている間、毎年1月1日もしくはそのころまでに、本プログラムの実施状況及び当裁判所が本プログラムの効果を評価する上で役立つあらゆる情報に関する報告書を、第2管轄区高等裁判所の書記官に提出しなければならない。

2 ニューヨークにおける検察クリニックの実際²⁵

(1) インハウス型クリニック【ブルックリン・ロースクール】²⁶

ブルックリン・ロースクールはすべての種類の検察クリニックを揃えている。²⁷ここではブルックリン・ロースクールの特徴である学内事務所が運営するインハウスの検察クリニックを紹介する。

インハウス検察クリニックの指導教授の一人リサ・スミス (Lisa Smith) 教授は、ロースクールの専任教授であり、教育目的のために、ブルックリン地方検事事務所のアシスタント地方検事の身分を有している。当該教授の給与はロースクールから全額支払われ、地方検事事務所には身分だけが登録されている。地方検事事務所から配点された事件について、教授の指導の下、学生は2人1組のチームで、セメスターあたり5件程度の事件を担当する。授業は、クリニックと、教室における週1回2時間のセミナーとから構成される。

事件は軽罪事件 (misdemeanor) のうち、ドメスティック・バイオレンスの刑事事件 (以下「DV」と略称する) のみである。検察クリニックを実施している多くのロースクールでは、万引きや飲酒運転などのケースを取り上げるが、ブルックリン・ロースクールでは、実際の被害者がいる軽罪事件としてのDVを取り上げる。そのことによって、インタビューや証人尋問を経験でき、真実発見のプロセスを学習できるからという。

この科目は、3年生を対象とする通年 (2セメスター) コースである。そのうち、1学期は検察官として、別の1学期はカウンティ家庭裁判所のジャスティスセンターの法律家として、DVの被害者が直面する民事、家事問題の代理人として活動する。

単位は各セメスターごとに、クリニックに3単位、セミナーに2単位が付与される。学生の

評価は採点方式で行う。刑事訴訟法と証拠法の履修が奨励されている。

検察クリニックにおいては、学生はブルックリン地方検事事務所の ADA として、ロースクールのクリニック事務所、裁判所等で活動する。地方検事事務所の記録には、教授の名前と担当学生の名前が記録される。ニューヨークの軽罪に占める DV の割合はきわめて高い。被害の申告から最終処理まで、すなわち、犯罪の告訴状 (complaint) の作成、被害者その他の証人からの事情聴取、宣誓供述書の作成、裁判所における手続の冒頭で行われるいわゆるカレンダー・ヒアリング、答弁取引、各種申立とその聴聞手続、裁判官または陪審による公判手続、量刑手続まで行う。証人などへのインタビューには教授もできる限り立ち会うが、実際に行うのは学生である。また法廷では教授が常に立ち会う。

学生は ADA の仕事を見るのではなく、教授の指導監督の下、自ら ADA として担当事件について責任を持ち、検察官として必要な法理論、倫理的意識、そして技術を、現実のケースにおいて求められる実際の判断形成を通じて学ぶ。そのためケース・カンファレンスを教授と行い、週一日は、裁判所への出頭日として確保しておかなければならない。

(2) ハイブリッド型クリニック

①【セント・ジョンズ・ロースクール (カウンティ地方検事事務所)】

セント・ジョンズ・ロースクールにおける「検察クリニックの目的は、検察官の仕事に直面させ、検察官として実地の経験をさせるとともに、最も重要なことは、私たちの刑事司法における検察官の役割を批判的に考えさせることにある」。²⁸

履修できる学生は 2 年生と 3 年生であり、受講要件としては証拠法と刑訴法を履修していることが必要である。受講生数は 20 人であり、学生は面接の上で採用される。そのうち 10 ないし 15 人 (2006 年度は 15 人) はクイーンズ・カウンティ地方検事事務所 (Queens County DA' s Office)、5 ないし 10 人 (2006 年度は 5 人) はブロンクス・カウンティの地方検事事務所 (Bronx County DA' s Office) で活動する。前者では DV 部に、後者では一般軽罪や控訴を担当する。

通年科目であり、各学期 4 単位である。DA 事務所勤務につき 2 単位 (評価は合・否方式)、セミナーが 2 単位 (評価は採点方式) である。

各 DA 事務所のアシスタント地方検事がロースクールの補助教授 (adjunct professor) として任命されており、学生の指導監督に当たる。DA 事務所に任せきりにせず、このような形で大学も教育に関与するので、ハイブリッドと言われる。セント・ジョンズではさらにファカルティ・コーディネーター (faculty coordinator) として専任教授が加わる。徹底したハイブリッド型と言えよう。

クイーンズ・カウンティ地方検事事務所では、9 人の ADA が学生を指導している。同事務所のスコット・ケスラー (Scott Kessler) DV 部長は、ADA であると同時に補助教授であり、スーパーバイザーとして学生を指導監督する。検事事務所には、セント・ジョンズ・ロースクール生専用の執務室が設けられている。

学生が担当する事件は、DV 専門部における軽罪 (misdemeanor) としての DV 刑事事件である。学生 1 人あたり、15 ないし 20 件の DV 事件を、告訴状 (complaint) の受付から、アレインメ

ント、保護命令 (protection order)、公判、上訴までの全過程で担当する。公判まで行くのは 1%程度とのことである。証人等のインタビューは、初日は、指導担当検事が付き添うが、その後は学生が 1 人で行う。しかし毎日指導検事に報告しなければならない。また学生は、警察のデータベースにもアクセスできる。

学生は週あたり、12 ないし 15 時間を担当事件のために費やす。その他に、毎週水曜日に、2 時間のセミナーをロースクールの教室で受ける。セミナーでは検察官の役割、検察官倫理、答弁交渉、申立と聴聞、証拠開示、陪審選定、証人尋問、上訴などを取り上げる。学生は、模擬で、書面作成、聴聞、口頭弁論、証人尋問などを実践する。私が傍聴したときは、保釈の聴聞手続のシミュレーションで、学生が検察官、弁護人として弁論し、教員が裁判官役として決定していた。

マイケル・シモンズ副科長 (Michael A. Simons) によれば、セント・ジョンズ・ロースクールの検察クリニックでは、従来、マリワナ使用、地下鉄落書きなど、一般的な軽罪を担当させていたが、それらは被害者もなく、証人も警察官一人だけのことが多く、作業はペーパーワークが多かった。3、4 年前から地方検事事務所の DV 部に学生を入れるようになったが、DV 事件のインタビューでは、関係者のバックグラウンド、どんな被害を受けているか、プロテクション・オーダーの必要性など、さまざまな点を考えなければならない。事実を見出すことを教室で教えることは困難であり、大学と検事事務所が協力して裁判所を説得し、学生が DV 事件を担当できるオーダーをもらったとのことである。最初は学生 4 人のプログラムとして始めたという。

学生の担当すべき事件を DV 事件を選び、これに限定していることは、前述のとおり、インハウス型のブルックリン・ロースクールと共通であり、興味深い。

②【ニューヨーク大学 (NYU) ロースクール (連邦検事事務所)】²⁹

NYU の検察クリニックは、ニューヨーク南部地区 (マンハッタン南部) 及び同東部地区 (ブルックリンなど) の連邦検事事務所 (United State Attorney 's Office) が担当している。教員は各事務所の経験あるアシスタント連邦検事 (AUSA) 2 名がその身分のまま NYU の補助教授 (adjunct professor) となり、同事務所における教育の指導監督を行う。 Semester 科目で、フィールド・ワーク (事務所勤務、3 単位) とセミナー (2 単位) の二要素からなる。

フィールド・ワーク

東部地区と南部地区におけるフィールドワークの最大の違いは、東部地区では学生実務命令を裁判所から取得しているのに対し、南部地区にはそれが無い、という点である。東部地区では、連邦検事事務所が連邦地方裁判所長 (司法行政的意味の長であり司法的権限はない) から学生実務に関するオーダーを取得しているため、学生は裁判所に出頭し、指導検事の監督の下に、法廷に立ってアラインメント、勾留、保釈に関する弁論などを行っている (しかし個々の裁判官はこれを拒否することができる)。これに対して南部地区ではそれができない。したがって、勾留、証拠排除、証人尋問、量刑など審問期日における口頭弁論の準備、連邦捜査官のインタビューの準備、申立書等の書面の起案、答弁取引の準備などを行っている。またアシス

タント連邦検事が行うアレイメント、公判前審問手続、有罪答弁、公判手続、量刑手続などにも立ち会っている。

学生が関与するケースはほとんど重罪 (felony cases) であるが、ケースの内容は東部地区と南部地区とは異なるようである。南部地区では、学生は補助教授の指名によって、刑事部 (通常部 general crime section) に所属する別の 1 人あるいは 2 人アシスタント連邦検事に付き、彼らが現に担当している具体的な事件の処理に当たる。東部地区では、学生の関与は通常部事件に限られず、上級部 (senior units) 事件にも関与する。詐欺担当班 (business and security fraud unit)、組織犯罪担当班 (organized crime unit)、暴力・テロ犯罪担当班 (violent crime and terrorism unit)、公務員犯罪担当班 (public integrity unit) などのケースは長期の捜査が特徴であるが、学生が関与している。

このようなフィールド・ワークのために学生は少なくとも週 2 回検事事務所に来なければならない。週あたり 12 時間ないし 15 時間を費やしているようである。学生は、もちろん記録にアクセスできる。例外は、例えば秘密とされる大陪審の捜査記録である。

セミナー

学生はフィールド・ワークの他に、週 1 回、検事事務所で夜間に行われる 2 時間のセミナーに出席しなければならない (2 単位)。たとえば、2006 年度秋学期に東部地区連邦検事事務所で行われた検察クリニックのセミナーは、毎週火曜日の午後 4 時から 6 時に開催されていた。講義の他に、シミュレーションによって、陪審への対応、証人尋問などを行う。同学期の 14 回のセミナーの内容は、次のようなものであった。①イントロダクションと連邦刑事司法制度の概観、②連邦検事の役割、逮捕、アレイメント、③模擬アレイメント、④連邦法証拠開示、⑤特別の証拠開示義務、⑥捜査・インタビュー・犯人の同定、⑦捜索・差押、証拠排除、公判前申立、⑧起訴の判断と公判準備、⑨共犯者証言、⑩捜査官のインタビューと取調べ、⑪公判技術、⑫答弁交渉と量刑、⑬検察活動、⑭学期を振り返って。³⁰

(3) エクスターンシップ (プレイスメント) 型クリニック【フォーダム・ロースクール】³¹

フォーダム・ロースクールにおける検察クリニックは、エクスターンシップ型である。^{32,3} 1 年生と 2 年生が参加可能である。1 学期の科目であるが、学生は 140 時間程度 (週 12 時間ないし 15 時間) を費やしているという。単位は 2 単位で、2006 年春学期には 16 名が参加した。

同ロースクールの検察クリニックの特徴は、エクスターンシップ型でありながら、一人のマンハッタン地方検事事務所のアシスタント地方検事が補助教授として、プログラムのうちのセミナー部分 (seminar component) を担当していることである。他大学のエクスターンシップでは、セミナー部分がないところも多い。セミナー部分は一回 2 時間で 7 回開かれ、それぞれの派遣先の検事事務所の経験を持ち寄って議論しているようである。実務部分 (casework component) は、連邦検事事務所やカウnty地方検事事務所に学生を派遣し、指導監督はそれぞれの事務所の検事に委ねている。

IV 検察クリニックの意義と評価

1 検察クリニックの目的

(1) 検察官ではなく法律家を育てる

これら異なった検察クリニック教育の現場の担当者（すべて検察官）から等しく聞こえて来たのは、興味深いことに、われわれは学生を検察官になるために教育しているのではなく、法律家を育てているのだ、という声であった。

ブルックリン・ロースクールのリサ・スミス教授は、「検察クリニックを履修しなくても検察官にはなれる。重要なのは、経験だ。検察クリニックで学ぶ技術は、インタビューにしろ、いかに事件を組み立てるかにしろ、他の法領域にも転移可能なものだ。つまりクリニックでは普遍的な技能 (universal skill set)、法の価値をその領域で実現することの必要性、そして専門職責任 (professionalism) を教えるのだ。クリニックは学生を、学生から法律家へと変える (transition) ののである。」と語っている。³³また、ロビン・ベーカー、ニューヨーク南部地区連邦検事 (Robin Baker, NYU 補助教授) は、「クリニックは検察官としての準備教育をするためではない。ケースの取り扱いを通じて、法律家のように考え、課題を認識し、批判的に考え、戦略を考え、決定し、検察官が刑事司法でどんな役割を果たすかを知ってもらう。また、連邦検事の仕事を通じて、ローヤリング・スキルがどのように使われるかも学んでもらう。ここで提供するものは、NYU が学生に提供するその他のクリニック—たとえば刑事弁護、人権、その他のクリニックと本質的には同じなのだ。ロースクールは、検察官、刑事弁護士、人権弁護士をクリニックごとに育てているのではなく、法律家を育てているのだ。だから新人検事の研修とは全く異なる。」と述べている。³⁴この点は、クリスティーナ・デュガー、ニューヨーク東部地区連邦検事 (Christina Dugger, NYU 補助教授) も同意見であった。「クリニック教育がなぜ学生のとときに必要かといえば、『法律家のように考える (Think like a lawyer.)』ための教育は、実際の人々に関わるクリニック経験なしには、現実的でないからだ。たとえば証人とのインタビューを例にとれば、人と話すことや、信頼を形成することなど、すべてを知らなければいいインタビューはできない。実際の人間から情報を受けなければならないのが検察官の仕事なのだから。また、クリニックでは常に専門職責任、専門職倫理を議論する。例えば、証拠開示における検察官の義務など。教室だけでなく、実社会の中で学ぶことは、学生の目を見開かせ、非常に有意義だ。」と述べている。

もちろん学生の中には、検察官希望の学生もいるし、指導担当検察官の中にも学生に任官の期待をする者もいる。しかし、少なくとも制度として、アメリカの検察クリニックは、将来の検察官を養成するために行われているのではなく、他のクリニック、例えば刑事弁護、民事弁護、エイズクリニックなどと同様、法律家の養成を目的としている。

(2) 批判的教育

したがって、検察クリニックは、検察実務の見習いではない。ロビン・ベーカー連邦検事が述べるように、「批判的に考える」ことが求められている。とりわけ検察官は、他の法律家に比べ、格段に大きな裁量権を持つ法律家である。検察クリニックの学生は、検察実務を实践するだけでなく、優れた「参加する観察者 (participant-observers)」³⁵として振る舞い、検察官

が、彼らの事務所でその役割をどのように意義付け、どのようにその強大な裁量権を行使しているかを考えなければならない。「検察クリニックは、学生に、検察官の役割を批判的に考察し、検察官がどのように仕事をしているか、正義を増進させるための改革改良、司法制度の改善の必要性を考えさせるユニークな長所を持っている。また、検察クリニックへの参加は、学生に、自己満足の危険性と同様に、制度改革の障害を理解させる機会を提供する。」³⁶

(3) 専門職責任と倫理責任の強化

これは、検察クリニックに限らず、刑事弁護、民事弁護をはじめとするあらゆるクリニックと共通する課題である。この点も、すべての指導担当検事が述べていた。とりわけ検察官は、広範な裁量権を持つがゆえに、一層倫理の視点と教育が重視されているように感じた。いずれのセミナーにおいても、他の法律家には見られない「検察官の特別の義務」に留意されていたのが印象的であった。³⁷「クリニック教育の一つの最も重要な目的は、倫理教育にある。ロースクールにおける臨床教育とは、学生を『倫理に適った法実務』という文化に晒し、適応させる (acculturate) 場なのである。」³⁸

(4) ユビキタス性

前述のとおり、アメリカでは検察クリニックは全米で行われている。それは、検事事務所がどこにでもあるからである。都市部以外では、NPO など、公共サービスに関するエクスターンの受け入れ先が少ない地方もある。しかし、検事事務所はそうではない。

(5) このように、ロースクールにおける教育が法律家の養成教育である以上、検察クリニックもまた、それに不可欠な教育の一部として行われているのである。³⁹

2 司法修習と検察クリニック

アメリカにおいて検察クリニックをはじめとするクリニック教育が行われているのは、わが国のような司法修習制度がないからであろうか。

確かに、司法修習制度も「近年の司法制度改革との関連付けも十分意識されたものなのである」との意見もある。⁴⁰しかし、司法制度改革審議会意見は、これまでの養成制度における司法修習制度の意義を認識しつつも、これを永久不変の制度として措定しているわけではなく、むしろ法曹養成制度の「中核」は法科大学院であるとした。したがって、司法修習制度のあり方は、中核たる法科大学院教育のあり方から検討しなければなるまい。

従来のが国の司法修習は、アプレンティスシップ (apprenticeship 見習い) であり、見学が中心である。⁴¹広義の臨床教育の中で修習に該当するのは、見学型のエクスターンシップであろう。アメリカの学生の経験では、裁判官や刑事弁護士の事務所でのエクスターンシップも、調査や書面作成が中心で法廷経験はないという。検察クリニックに携わっているアメリカの教員たちは、見学型の教育とクリニック教育とは本質的に異なるという。たとえば、セント・ジョン・ロースクールのシモンズ副科長は、「エクスターンシップでは、裁判所で訴訟行為を行ったり、書面にサインすることはできないので、『見ること』が中心になる。それゆえ『責任を果たす』ということ学ぶことができない。法律家養成には、『自ら決定する』経験をさせることが重要だ。」と述べる。⁴²つまり、司法修習がないからクリニック教育を行っているので

はなく、法律家を育てるために必要だから行っているのである。アプレンティスシップ制を持つイギリスやポーランドにおいても法曹養成においてクリニック教育が拡がりを見せていることや、⁴³わが国の医師養成教育が医師資格取得後の研修を義務付けながら、他方で卒業前の参加型臨床教育を採り入れていることも、⁴⁴この文脈で理解されるべきであろう。

3 OJT と 検察クリニック

実務経験は、法曹資格を取得してそれぞれの仕事についてから、オン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) として行えばよい、との意見もあろう。わが国でも、裁判官、検察官、弁護士のそれぞれについて、新人研修が行われている。しかし、アメリカの教員は、OJT による新人研修と大学における臨床教育は全く別のものであるという。ニューヨーク市立大学ロースクールのスティーブ・ザイドマン教授 (Steve Zeidman) は、リーガル・エイド事務所における新人研修担当弁護士としての自らの経験を踏まえて、次のように話している。「研修担当弁護士自身、仕事をたくさん抱えているので、十分な時間がない。新人弁護士には『何をすべきか』だけを教えた。クリニックでは時間が十分にあり、『何をすべきか』だけでなく、より良くするために批判的に考えることができる。弁護士になってからの新人研修では、新しいアイデアを考えることはない。回転ドアのように、仕事をこなしていく。倫理についても同じことが言える。『それはしない』という結論だけを教え、倫理規定の目的などを検討することはしない。」⁴⁵

V 結論—大学と法曹 (団体) の協働を—

法律家がプロフェッショナルである以上、知識はもちろん必要である。しかし、国民がプロフェッショナルに求めるものは知識だけではあるまい。技能、コミュニケーション能力、そして倫理性—これらをトータルに兼ね備え、かつ生涯学習者として研鑽を積んでいく意欲と能力を持つことが求められているのではあるまいか。⁴⁶しかし、このような広範な教育を一つの組織だけで行うことはもちろん不可能である。

プロフェッショナルとは、体系化された学識に裏付けられた専門技能をもち、後進の養成を自らの団体とその責任で行い、そして共通の厳格な職業倫理によって自らを縛ることが、その特色とされている。⁴⁷そうであるとすれば、その後進の養成にあたって、法曹団体が考えるべきことは、プロフェッショナルを育てるために、①教えるべきことは何か、②教室でできることとできないことは何か、③誰が、どこで、何を、どう教えるか等を、新しい養成システムの下で、協力し合って再構築することであろう。

関係機関、関係者それぞれがもつ資源と能力は異なっている。アメリカ法曹協会 (ABA) のいわゆるマックレイト・レポート⁴⁸が指摘するように、法科大学院において法律家を養成する制度の下においては、「法学教育者と実務法曹が、適切で責任感のある法実務に必要な技能と価値観を将来の法曹に伝えるための異なった能力と機会を有していることを認めつつ、法曹の成長を両者の共同事業ととらえるべき」⁴⁹なのである。

アメリカの検察クリニックはその一つの好例を示しているように思われる。

1 本論文の執筆については、まずワシントン大学（セントルイス）ロースクールの Peter A. Joy 教授に感謝しなければならない。同教授は、アメリカにおける検察クリニックに関する情報を提供してくれたばかりでなく、今回のニューヨーク調査に際して、調査先をすべて紹介してくれた。

2 司法制度改革審議会意見は、「実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いたほう理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」とされ（司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」（2001年）66頁）、これを受けた中央教育審議会答申「法科大学院設置基準等について」は、「法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う」として、実務教育科目群の例として「法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ」を掲げた（同答申（2002年8月5日）インターネット版

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020803.htm）10、11頁）。

3 早稲田大学臨床法学教育研究所が2006年8月に全法科大学院（2007年度開校予定校を含む）を対象に行った調査によると、何らかの臨床科目を設けている大学は56大学であり、刑事クリニックを実施あるいは実施予定の大学は8大学であった。同研究所「クリニック全国状況調査」（2006年）。

4 平成17年9月20日警察庁長官官房総務課留置管理室長「弁護士等による法科大学院の学生を伴った接見について」（事務連絡）

5 高崎秀雄「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育との関係」研修696号（2006年）31-44頁。同論文に対しては村岡啓一「臨床法学教育における刑事事件記録の利用」（自由と正義57巻12号108頁）の反論がある。

6 高崎秀雄同上、35頁、42頁注7。

7 須網隆夫「日本における法科大学院制度の課題」日韓法学会・韓日法学会共同シンポジウム「日韓両国におけるロースクールの理念と課題」資料集（2006年）138頁。

8 『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』（2001年）62頁。

9 取調べ修習については、相島一之「司法修習生の修習指導について」研修時報22号1頁、6頁参照。その検察庁の一部に法科大学院における臨床教育への抵抗感があることは皮肉である。

10 これに対したたとえば刑事弁護や民事弁護は、弁護士である教員のみによって実現することも可能である。

11 「クリニック」という用語は多義的に用いられ、最狭義では、学内法律事務所を設置して専任教員が指導監督を行うインハウス型教育を指す。狭義では、エクスターンシップと区別して、教員の指導監督の下で学生が実際の依頼者のために法律サービスを提供する教育を指す。本稿では、このような最狭義、狭義の用語として用いる場合もあるが、後述の三種類の臨床教育、すなわち「インハウス型」、「ハイブリッド型」、「エクスターンシップ型」を総称する用語（広義）としても用いる場合もある。

12 American Bar Association, Proposed *Model Rule Relative to Legal Assistance by Law Students*, 94 A.B.A. Sec. JUD. ADMIN. REP. 290 (1968), at 290

13 Peter A. Joy, *supra* note 3, at 962.

14 Peter A. Joy, *Id.*, at 965.

15 2002-2003年にかけて行われた Hans P. Sinha の調査 (Hans P. Sinha, *PROSECUTORIAL EXTERNSHIP PROGRAMS: PAST, PRESENT AND FUTURE*, 74 Miss. L. J. 1297(2004))。

16 Peter A. Joy, *Id.*, at 966.

17 ニューヨーク州では、Appellate Divisions of Supreme Court とは、わが国の高等裁判所に当たる中間上訴裁判所である（以下「高等裁判所」の訳語を充てる）。法曹資格や法律家の監督についても管轄権を有している。また Supreme Court とは、家庭裁判所等他の事実審裁判所の管轄でないものについて全州を管轄地とする事実審裁判所を指す。ニューヨーク市における重罪起訴事件についても管轄を有する。なおわが国の最高裁判所に当たる終審上訴裁判所は Court of Appeal と称する。

<http://www.law.nyu.edu/library/nycourt.html>

18 478条2項は次のように定めている。”The justices of the appellate division in the first

department shall from time to time make such rules as they may deem necessary for the management and protection of the law libraries and for the protection and management of the court-houses and court-rooms of the appellate division and of the supreme court.”

¹⁹ Fordham Law School の Marcella Silverman 教授によると、実際に許可申請ができるのは、連邦・州の政府機関と NPO だけであるという。

²⁰ 各カウntyには一人の District Attorney (以下「地方検事」または「DA」という) がおり、その下に法曹資格を持つ Assistant District Attorney (以下「アシスタント地方検事」または「ADA」と略称する) が多数おり、検察官としての仕事をしている。わが国の地方検察庁における検事正と検事の関係に似ているが、DA は周知のように公選である。因みに、クイーンズ・カウntyの人口は約 250 万人であり、約 300 人の ADA がいる。(なお ADA に「検事補」という訳語が当てられることがあるが、一人前の法曹資格があることを明確にするため、上記のように訳すこととした。)

²¹ 484 条は 478 条とほぼ同旨の規定であり、現在は削除されている。

²² ニューヨーク州では Supreme Court とは、家庭裁判所等他の事実審裁判所の管轄でないものについて全州を管轄地とする事実審裁判所を指す。ニューヨーク市における重罪起訴事件についても管轄を有する。<http://www.law.nyu.edu/library/nycourt.html>

²³ Appellate Terms of the Supreme Court は、第 1、第 2 管轄区 (注 24 参照) のニューヨーク市の民事・刑事事件の控訴審として創設された。第 2 管轄区 (クイーンズ・カウntyが所属する) では、管轄市町村裁判所からの控訴裁判所でもある。

<http://www.courts.state.ny.us/courts/lowerappeals.shtml>

²⁴ ニューヨーク州は、4 つの管轄区 (Department) に分けられており、クイーンズ・カウntyは第 2 管轄区に所属している。<http://www.courts.state.ny.us/courts/appellatedivisions.shtml>

²⁵ 私が今回調査したのはニューヨークに数あるロースクールのうち、わずか 4 校に過ぎず、ニューヨークはもちろん、アメリカにおける検察クリニックのほんの一部の調査・紹介に過ぎない。またエクスターンシップ形態の派遣先検事事務所における調査はできなかった。

²⁶ ブルックリン・ロースクールの検察クリニックについては、

<http://www.brooklaw.edu/academic/courses/description/?course=345>

²⁷ Brooklyn Law School, *Clinical Education Guide* 参照。

²⁸ セント・ジョンズ・ロースクールの検察クリニックについては、

<http://www.stjohns.edu/academics/graduate/law/academics/clinical/prosecution/prosecution.sju>

²⁹ ニューヨーク東部地区連邦検察官事務所におけるクリニックについては、

http://www.law.nyu.edu/clinics/semester/prosecution_ed/index.html

同南部地区連邦検察官事務所におけるそれについては、

http://www.law.nyu.edu/clinics/semester/prosecution_sd/index.html

³⁰ Christina Dugger and Marshall Miller, *EDNY Federal Prosecution Clinic New York University Law School SYLLABUS-FALL 2006*.

³¹ フォードダム・ロースクールは 2007 年春は検察クリニックは開講していない。同ロースクールに関する記述は、補助教授の Alan Gadlin ニューヨーク・カウnty地方検事事務所副部長、専任教授の Marcella Silverman 教授へのインタビューによる。

なお、<http://law.fordham.edu/ihtml/cl-2choosingclinic.ihtml?id=253>

³² フォードダム・ロースクールは、インハウス・クリニックとして、証券仲裁、刑事弁護、連邦訴訟、移民、住居権、税務訴訟、家族・子ども弁護、地域経済発展、調停を行っている (Marcella Silverman 教授による)。

³³ 2006 年 10 月 23 日、24 日に行ったインタビューによる。

³⁴ 2006 年 10 月 23 日に行ったインタビューによる。

³⁵ Peter A. Joy, *Id.*, at 969

³⁶ Peter A. Joy, *Id.*

³⁷ ABA 法律家職務模範規則 3.8 は、「検察官の特別な職責」を定める。日本弁護士連合会訳【完全対訳】ABA 法律家職務模範規則、第一法規、2006 年、193 頁。

³⁸ Peter A. Joy, *Id.*, at 967, note 41

³⁹ なお、この他に、クリニック教育が重要な実体法教育の機能を果たしていることを強調するものとして、デニス・E・カーティス（四宮啓訳）「法律家を育てる—臨床プログラムと法律専門職」法律時報 79 卷 2 号 10 頁以下参照。

⁴⁰ 高崎秀雄前掲注 5、36 頁。

⁴¹ 唯一の例外が検察修習における取調べ修習であることは前述のとおりである。

⁴² 2006 年 10 月 25 日のインタビューによる。

⁴³ 特集「法曹養成における臨床法学教育の意義—グローバル化するクリニック教育」（法律時報 79 卷 2 号）参照。

⁴⁴ 荒牧琢己「医学教育における改革の動向」、宮下次廣「医学教育における臨床実習教育の改革」（いずれも宮川成雄編著『法曹養成と臨床法学教育』所収、成文堂、2007 年 3 月刊行予定）

⁴⁵ 2006 年 10 月 25 日のインタビューによる。

⁴⁶ 荒牧琢己、宮下次廣前掲注 45 の各論文参照。

⁴⁷ 六本佳平『日本の法と社会』（有斐閣、2004 年）100 頁、101 頁参照。

⁴⁸ American Bar Association, Section of Legal Education and Admission to the Bar, *Legal Education and Professional Development—An Educational Continuum, Report of the Task Force on Law Schools and the Profession: Narrowing the Gap*, American Bar Association, July 1992. 邦訳『法学教育改革とプロフェッション、アメリカ法曹協会マックレイト・レポート』宮澤節生・大坂恵里訳（2003 年・三省堂）。

⁴⁹ 同上、邦訳書 333 頁。